

坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱

令和5年9月21日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘に起因して生じる消費生活問題を未然に防止することを目的として、防犯機能付電話機等を設置する者に対し、予算の範囲内において、坂町防犯機能付電話機等購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、坂町補助金等交付規則(昭和53年坂町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。
- (2) 防犯機能付電話機等 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であつて、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 通話の内容を自動的に録音し、かつ、電話をかけた者に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能
 - イ 事前に登録している電話番号以外からの着信に対する注意を促す機能
 - ウ 特殊詐欺及び悪質な電話勧誘の疑いがある電話番号からの着信を自動的に切断する機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記載されており、自ら居住する住宅用に防犯機能付電話機等を購入する者であること
- (2) 補助金の交付を申請する日が属する年度の末日において、満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること
- (3) 町税等の滞納がないこと
- (4) 坂町暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯機能付電話機等の購入に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 防犯機能付電話等の設置又は維持に要する費用

(2) 個人において使用され、若しくは法人において事業の用に供された機器又は転売を目的とされた防犯機能付電話等の購入に要する費用

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める費用

2 補助の対象となる防犯機能付電話機等は、1世帯につき1台に限る。

(補助金の額)

第5条 町長は、補助対象経費の2分の1に相当する額を補助するものとし、1世帯につき1万円を限度とする。

2 算定した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、防犯機能付電話機等の購入前までに、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 防犯機能付電話機等の購入予定額が確認できる見積書等の写し

(3) 防犯機能付電話機等の機能その他の特徴が記載されているカタログ等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請期間は、申請者が防犯機能付電話等を購入する日の属する本町の会計年度の2月末日までとする。ただし、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了する。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象経費等の変更又は取り下げしようとするときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付申請書(様式第4号)にその内容が確認できる書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、防犯機能付電話機等の購入の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、坂町防犯機能付電話機等購入補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯機能電話機等の購入に係る領収書(補助対象者の氏名並びに防犯機能電話機等の品名、品番、本体価格、購入事業者名及び購入日の記載が記載されたものとする。)の写し
- (2) 補助対象者の振込先口座通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、坂町防犯機能付電話機等購入補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき
- (2) 第三者に対し、防犯機能付電話機等を転売し、又は譲渡したとき
- (3) この要綱に規定する補助金の交付の要件に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、坂町防犯機能付電話機等購入補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

坂町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 (歳)
連絡先

坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付申請書

坂町防犯機能付電話機等購入補助金の交付を受けたいので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 同居する世帯員の状況 ※枠が不足する場合は別紙に記載すること

氏 名	生年月日	続柄
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

2 購入予定品名等

メーカー	
品名・型番	

3 購入予定額 金 円 ※消費税及び地方消費税を含む。

4 交付申請額 金 円（上限1万円）

※ 補助対象経費の2分の1（100円未満切捨て）

5 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 防犯機能付電話機等の購入予定額が確認できる見積書等の写し
- (3) 防犯機能付電話機等の機能その他の特徴が記載されているカタログ等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

坂町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

誓約書兼同意書

1 誓約事項

私は、次の事項に誓約します。（□にレをつけること。）

- (1) 申請書兼誓約書及び全ての添付書類の記載内容について、事実と相違ありません。
- (2) 坂町暴力団排除条例（平成23年坂町条例第22号）第2条各号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- (3) 坂町に納めるべき町税等の滞納はありません。

2 同意事項

私は、次の事項に同意します。（□にレをつけること。）

- (1) 世帯全員の住民基本台帳及び町税滞納状況について、町が調査すること。なお、このことについては、私と同一世帯に属するもの全員の同意を得ています。
- (2) 町が警察当局に対し、暴力団員等でないことを照会すること。
- (3) 特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘に起因して生じる消費生活問題に関し、町が実施するアンケート調査等に協力すること。

様式第3号（第7条関係）

坂産第 号
年 月 日

様

坂町長

坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

坂町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊞

坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付申請書

年 月 日付け坂産第 号で交付決定を受けた補助金の交付申請について、次のとおり変更又は取下げをしたいので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金の交付を受けたいので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更

変更内容	変更前	
	変更後	
	理由	
補助対象経費	変更前	
	変更後	
交付申請額	変更前	
	変更後	

2 取下げ

理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

坂産第 号
年 月 日

様

坂町長

坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更等交付について、
次のとおり決定したので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第 9 条
の規定により通知します。

- 1 当初交付決定額 金 円
- 2 変更交付決定額 金 円
- 3 取下げ

坂町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

坂町防犯機能付電話機等購入補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け坂産第 号で補助金の交付決定のあった防犯機能付電話機等の購入・設置が完了したので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告し、補助金の額が確定したときは、その日をもって補助金を請求します。

1 補助対象経費

2 交付金請求額

3 添付書類

- (1) 防犯機能電話機等の購入に係る領収書（補助対象者の氏名並びに防犯機能電話機等の品名、品番、本体価格、購入事業者名及び購入日の記載が記載されたものとする。）の写し
- (2) 補助対象者の振込先口座通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

4 振込先

金融機関名		本・支店(所)名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

様式第7号（第11条関係）

坂産第 号
年 月 日

様

坂町長

坂町防犯機能付電話機等購入補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり確定したので、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

様式第 8 号（第 12 条関係）

坂産第 号
年 月 日

様

坂町長

坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け坂産第 号で交付決定した補助金について、
坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、次の
とおり取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取 消 額 金 円
- 3 取消しの理由

様式第9号（第13条関係）

坂産第 号
年 月 日

様

坂町長

坂町防犯機能付電話機等購入補助金返還命令書

年 月 日付け坂産第 号で交付決定を取り消した補助金について、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり返還を命じます

- 1 既交付額 金 円
- 2 返還額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日